

# 平成 25 年度上市町財務諸表に係る解説

## 1 用語解説

### ○新地方公会計制度

従来の現金収支を重視した公会計制度に対し、資産・負債のストック情報や行政コスト情報等を示した「発生主義」による企業会計的手法を用いた制度のことを指す。

上市町においては、平成 22 年度決算分から、総務省方式改訂モデルにより、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し公表している。

### ○貸借対照表（バランスシート）

「純資産」（これまでの世代が負担した金額）と「負債」（将来世代が負担する金額）の財源を用いてどのような「資産」を運用しているかを表したものの。

### ○行政コスト計算書

一会計期間における、資産形成を除く行政サービスを行うために必要なコストを計算したもの。経常的な行政コストから、使用料や手数料等の受益者負担金を差し引くことにより、純粋な行政コストを算出している。その額は、行政サービスを行うために必要な地方税や地方交付税等の額を示している。

### ○純資産変動計算書

地方自治体の純資産、すなわち、「これまでの世代が負担した額」の当該年度の変動及びその財源内訳を表したものの。

### ○資金収支計算書

企業会計でいうキャッシュ・フロー計算書にあたるもの。現金の収支を示したものであり、その収支の性質から経常的収支、公共資産整備収支及び投資・財務的収支の 3つの区分に分かれている。

- ・ 経常的収支                      － 通常の行政サービスに係る現金収支
- ・ 公共資産整備収支            － 資産形成のために行われる現金収支
- ・ 投資・財務的収支            － 投資及び金銭の貸付・借入等財務的な現金収支

### ○普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計（地方公営企業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業等）以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分（以上「地方財政の状況」（平成 26 年 3 月総務省）より）。

上市町においては、一般会計、土地取得事業特別会計及び墓地公園事業特別会計の合算から、各々の取引額及び介護保険事業及び介護サービス事業（訪問看護事業）等を控除したもの。

## 2 平成 25 年度財務諸表に係る基本的事項

### ○対象年度

平成 25 年度（決算）

- ・貸借対照表の基準日－平成 26 年 3 月 31 日
  - ・行政コスト計算書等の基準期間－平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- \*ただし、一般会計等のように出納閉鎖期間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日）を有するものについては、基本的にその期間は未収入及び未払金の精算期間であるため、その間に行われた会計処理も基準期間に含むものとして処理している。

### ○対象範囲

財務諸表の作成を普通会計ベースで行うとともに、特別会計及び第三セクター会計を連結し、連結財務諸表等を作成している。その連結範囲は次のとおり。

会 計	財務諸表	町民一人当りの財務諸表	町全体の財務諸表	連結財務諸表
普通会計 (一般会計、土地会計及び墓地公園会計)	○	○	○	○
<b>【特別会計】</b>				
介護サービス事業会計 (一般会計内、訪問看護事業)	—	—	○	○
介護保険事業会計 (一般会計内、居宅介護支援等)	—	—	○	○
地域開発事業特別会計	—	—	○	○
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	—
下水道事業特別会計	—	—	—	—
後期高齢者医療事業特別会計	—	—	○	○
国民健康保険事業特別会計	—	—	○	○
簡易水道事業特別会計（注1）	—	—	—	—
水道事業会計	—	—	○	○
病院事業会計	—	—	○	○
<b>【第三セクター】</b> （注2）				
一般財団法人上市町健康文化振興財団	—	—	—	—（注3）
株式会社上市まちづくり公社	—	—	—	○

注1：簡易水道事業特別会計は平成 26 年 4 月 1 日付けで廃止のうえ、水道事業等へ統合されている。

注2：第三セクターについては、当該団体の出資全体のうち上市町の占める比率が 50%以上である団体を対象としている。

注3：上市町健康文化振興財団は、平成 25 年度より従来の財団法人から一般財団法人に移行し、上市町からの出損金（30,000 千円）について全額上市町へ寄附金として返還したことから、今回より連結対象から除いている。

#### ○有形固定資産の評価方法

総務省が実施している地方財政状況調査（昭和 44 年度以降）の情報をもとに、土地以外の有形固定資産の価額は、取得価額から減価償却累計額を控除した残額を帳簿価額として計上している（土地については取得価額で評価）。

#### ○減価償却の方法

新地方公会計制度実務研究会報告書（平成 19 年 10 月、総務省）の 243 段落「耐用年数表」の耐用年数により、取得年度の翌年度から、残存価額ゼロの定額法で減価償却を行っている。

なお、水道事業会計及び病院事業会計においては、平成 25 年度までは、みなし償却により減価償却を行っているが、連結の際は償却方法の差異は修正していない。

#### ○長期延滞債権の計上方法

収入未済額のうち、調定年度が前年度以前の債権を計上している。

#### ○回収不能見込額の計上方法

過去 5 年間の平均不納欠損率を、当該年度末の未収金及び長期延滞債権の額に乗じて計上している。

#### ○誤解を招きやすい表現について

貸借対照表の純資産の部「その他一般財源等」の額は、公共資産整備財源として投入されていない用途の自由な財源の額を表しており、通常、地方公共団体では、この額はマイナス表示になっている。これは、資産形成を伴わない負債が存在し、この支払いに対する積立てがなされていないことによるものである。

\* 資産形成を伴わない負債としては、臨時財政対策債（投資的経費以外に充当可能な特例地方債）や退職手当引当金等が挙げられる。

### 3 今後の課題について

#### ○統一基準への移行＝固定資産台帳の整備等

総務省は、平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を示し、全国の地方公共団体に対し、固定資産台帳の整備を中心とした新基準への移行を要請している。

現在の財務諸表で計上している固定資産価額については、今後の固定資産台帳整備の進捗に伴い、大きく変動する可能性がある。

#### ○連結範囲の拡大

平成 25 年度の連結財務諸表では、連結対象に一部の特別会計及び一部事務組合等が含まれていない。特に、下水道事業（農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計及び中新川広域行政事務組合）が連結された場合には、連結財務諸表の数値が大きく変動することが見込まれる。